

ID: 163

担当部署: みどり環境部 資源循環推進課

処分の概要	手数料の減免		
例 規 名 根 拠 条 項	西東京市廃棄物の処理及び再利用に関する条例 第24条		
例 規 番 号	平成13年条例第127号		
【根拠条文】 (手数料の減免) 第24条 市長は、天災その他特別な事情があると認めたときは、第22条に規定する手数料を減免することができる。 【基準】 根拠条文及び西東京市廃棄物の処理及び再利用に関する条例施行規則第16条の規定による。 (手数料の減免) 第16条 手数料の減免は、次に掲げるところによる。 (1) 家庭廃棄物(指定収集廃棄物を除く。)を次に掲げる者が排出する場合 ア 天災を受けた者 免除 イ 生活保護世帯 免除 ウ 火災等の事故により被害を受けた者 免除 エ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)に基づく支援給付を受けている者が属する世帯 免除 オ その他市長が特別の理由があると認めた者 免除又は減額 (2) 指定収集廃棄物を次に掲げる者が排出する場合 ア 天災を受けた者 免除 イ 火災等の事故により被害を受けた者 免除 ウ 道路、公園その他公共施設等の清掃活動を行った自治会等の各種団体又は個人 免除 エ 育児、介護等に使用した紙おむつを排出する者 免除 オ 枝木及び草葉(1回の排出量が、枝木にあつては1本の太さが5センチメートル以下、長さが1メートル以下の束を3束までとし、草葉にあつては容量が45リットル相当の袋で3袋までとする。)を排出する者 免除 カ 別表第2の左欄に掲げる世帯に属する者 免除(同表に定めるところにより指定収集袋を交付することをもって免除とする。) キ その他市長が特別の理由があると認めた者 免除又は減額			
標準処理期間	3日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	令和 8 年 2 月 1 日